平成22年3月16日

株主各位

本 店 大阪市中央区南船場一丁目17番26号 東京本部 東京都新宿区新小川町4番1号

> 株式会社 ア プ ラ ス 取締役社長 常 峰 仁

# 臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成22年3月16日開催の当社臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

# 【臨時株主総会】

# 決議事項

第1号議案

自己株式取得の件(1)(D種優先株式)

本件は、原案どおり承認可決され、株式会社アプラス D種優先株式について取得する株式の数の上限を 14,000,000株、株式を取得するのと引換えに交付する金 銭の上限を28,560,000,000円、株式を取得することがで きる期間を平成22年3月17日から平成23年3月16日まで とする要領で自己株式を取得することに決定いたしました。

第2号議案

自己株式取得の件(2)(E種優先株式)

本件は、原案どおり承認可決され、株式会社アプラス E種優先株式について取得する株式の数の上限を500,000 株、株式を取得するのと引換えに交付する金銭の上限を 1,007,500,000円、株式を取得することができる期間を平成22年3月17日から平成23年3月16日までとする要領で 自己株式を取得することに決定いたしました。

第3号議案

自己株式取得の件(3)(普通株式)

本件は、原案どおり承認可決され、株式会社アプラス 普通株式について取得する株式の数の上限を30,000,000 株、株式を取得するのと引換えに交付する金銭の上限を 3,000,000,000円、株式を取得することができる期間を平 成22年3月17日から平成23年3月16日までとする要領で 自己株式を取得することに決定いたしました。

#### 第4号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、主な変更の内容は、D種優先株式、E種優先株式および普通株式の取得の手続を実施するための所要の変更であります。

# 【普通株主様による種類株主総会】

# 決議事項

議 案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、主な変更の内容は、D種優先株式、E種優先株式および普通株式の取得の手続を実施するための所要の変更であります。

以上

# <ご参考>

臨時株主総会「第4号議案 定款一部変更の件」に対するD種優先株主様 およびE種優先株主様による各種類株主総会の決議につきましては、同日 開催されました各種類株主総会において、原案のとおり承認可決されまし た。

また、B種優先株主様、C種優先株主様、F種優先株主様、G種優先株主様はよびH種優先株主様による各種類株主総会の決議につきましては、会社法第319条第1項の規定に基づき書面によりご同意いただき、平成22年3月16日をもってご承認のご決議があったものとみなされましたので併せてご報告申し上げます。

以上